

支部図書館制度の概要と最近の行政・司法各部門向けの サービスについて

国立国会図書館 総務部 支部図書館・協力課 課長補佐
石井 俊行 (いしい としゆき)

はじめに

2011年の業務交流において「国立国会図書館の支部図書館制度について—行政・司法各部門へのサービス提供—」と題して日本側から報告を行いました。今回の報告では、現在の支部図書館制度を再確認するとともに、その後新たに策定・導入した指針・サービス及び行政・司法各部門職員のニーズ調査について紹介します。さらに、国会向けサービスを担っている調査及び立法考査局の刊行物が、行政・司法各部門職員の業務に資するものとなっていることについても紹介します。最後に今後の課題についても述べます。

1 国立国会図書館と支部図書館制度について

(1) 支部図書館制度の成り立ち及び概要について

国立国会図書館の設立に際して、衆議院議長及び参議院議長の要請により、米国図書館使節団が1947年来日し、国立国会図書館（中央館）を中核として政府図書館の一大協力組織を確立することを勧告し、これを受けて、国立国会図書館法にその制度化が盛り込まれ、1948年8月に18館の支部図書館が誕生しました。立法・行政・司法の三権にまたがる支部図書館制度は、世界的にも他に例を見ない制度です。

支部図書館は、現在、行政部門に26館、司法部門に1館（最高裁判所図書館）あります。また、そのうち農林水産省図書館、国土交通省図書館及び海上保安庁図書館には、分館が合計6館置かれています。それぞれ沿革、規模、サービス等が異なる多様な図書館の集まりです。各館は国立国会図書館の支部図書館であると同時に、各府省等の業務に資するための専門図書館として設置されており、その施設・予算・職員は、いずれも所属する府省等が所管しています。

支部図書館の規模を今年3月末における図書の蔵書数で見ると、10万冊未満が22館、10万冊以上20万冊未満が8館、20万冊以上が3館で、小規模な館が多いのですが、館により相当の差があります。その蔵書構成は、所属府省等の刊行資料、法律関係等の業務に

関する基本的な資料、組織内の複数の部署で利用される資料等を中心とする傾向はあるものの、各館の沿革や所掌業務により異なります。

今年3月末における各館の職員数は、2人～4人が19館、5～9人が9館、10人～22人が5館です。公務員の削減を迫られている中で的人员確保は厳しい状況にあり、他の業務と兼任している職員や非常勤職員も多いのが現状です。また、基本的に支部図書館職員は図書館専門職として採用されず、事務職員全体の組織内人事異動に含まれるため、着任して初めて図書館業務を経験し、2～3年で別の部署に異動してしまう職員も少なくありません。

提供するサービスも、館により異なる点があります。例えばサービス対象については、所属府省等の職員のみを対象として外部には開放していない館がある一方で、広く一般利用者を受け入れている館もあります。

支部図書館職員は、図書館業務の経験がない職員が配属されることが多いため、業務に必要な基礎知識を習得するための研修を国立国会図書館で毎年実施しています。支部図書館制度の概要、中央館サービスの説明、著作権やレファレンス・ツールの基礎、資料保存、目録法入門、分類法入門、分野別レファレンス・サービス等を実施しています。さらに、特色ある図書館の見学等の特別研修も実施しています。

その他、各館から図書館業務に関する相談が寄せられると、支部図書館・協力課の仲介により中央館の関係部署が対応しています。

中央館、支部図書館の運営にあたっては、指針となるものを数年ごとに協議して定めており、国立国会図書館及び支部図書館は、各年度において実施すべき事項を定めた計画を策定するとともに、各年度末には当該年度計画の達成状況の確認と評価を行い、次年度の年度計画を策定するものとしています。

(2) 支部図書館を通じた図書館サービスの概要について

国立国会図書館は、総務部支部図書館・協力課を窓口として、支部図書館を通じて府省等職員へ図書館サービスを提供しています。

中央館の豊富な情報資源を活かして、府省等の職員が必要な情報を迅速に入手できるよう便宜を図っています。中央館の資料は一般利用者への館外貸出を行っていませんが、府省等の職員は、業務上必要な資料を、所属府省等の支部図書館が中央館から借り受ける形で利用できます。複写については、業務上必要な場合は中央館内で一定枚数まで無料でできます。

また、電子ジャーナルや有料データベースを契約して中央館内のパソコンで提供しており、府省等職員は、業務上必要な場合は中央館に来館のうえ一定枚数まで無料でプリントアウトできます。そのうち2件のデータベースは、各支部図書館のパソコンでも利用できるようにしました。レファレンス・サービスも、支部図書館を通じて提供しています。

(3) 支部図書館相互の連携について

支部図書館相互の連携・協力を支援することも、中央館の重要な役割です。府省等の職員は、所属府省等の支部図書館を通じて、図書館の相互貸出しの形で他の支部図書館の所蔵資料を利用できます。中央館は、相互貸出しの共通規則を管理し、蔵書検索ツールの整備を行っています。各館では、政府共通ネットワーク（府省等の LAN を相互に接続した政府専用のネットワーク）内またはインターネット上で個別に蔵書検索システムを運用しています。そのため中央館は、政府共通ネットワーク内に分散型総合目録データベースを構築し、同ネットワーク内にサーバのある支部図書館の蔵書検索システムについては、一括検索ができるようにしました。現在は 20 館が参加しています。これにより、自館にない資料の他館所蔵状況を容易に検索できるようになっています。支部図書館の多くは政府機関の庁舎が集中する震が関にあります。中央館も震が関から徒歩で行ける距離にあります。すぐ傍にある他の支部図書館を利用できる方が短時間で資料を入手できるため、有益な手段となっています。

また支部図書館は、所属府省等の刊行物を相互に寄贈しています。中央館は、支部図書館 27 館を巡回する連絡自動車便を毎週運行しており、これにより寄贈資料を各館から預かって、翌週の自動車便で寄贈先の各館へ配布しています。

2 最近の状況について

(1) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの開始について

2014 年 1 月から、国立国会図書館でデジタル化した資料の図書館向け送信サービスを開始しました。PC などの利用環境が整った支部図書館にも提供しています。ここではその概要を紹介します。

2012 年の「著作権法」の改正により、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料について、全国の図書館に送信することが可能となった結果、これまで国立国会図書館の施設内での利用に限られていたデジタル化資料を、国立国会図書館の承認を受けた最寄りの図書館で利用できるようになりました。図書館においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスを実施できます。利用できる資料は、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象です。現在、約 131 万点の資料が利用できます。

支部図書館においても現在 33 館のうち半数以上が利用しており、行政・司法各部門職員の業務に資するものとなっています。今後、機器等の環境が整備されるとともに利用館が増加するものと見込まれます。

(2) 行政・司法各部門等における図書館ニーズの把握について

2008 年以降、隔年で支部図書館を通して、図書館ニーズ調査を実施しています。これは、国立国会図書館が契約するアンケートシステムを用いてインターネットを経由して行うものです。潜在的利用者を含めた行政・司法各部門の職員（以下「職員」）の情報ニーズを把握することを目的として実施しています。

2012年度の調査は、支部図書館参加館：28館、調査期間：2週間、回答者：7,000人弱、回答率：15.6%、となっています。

調査項目は、国立国会図書館や支部図書館のサービスの認知度が主なものとなっています。

2012年度の調査項目のうち、「中央館調査項目」の主な結果は以下のとおりです。

①国立国会図書館の役割について（回答者数 6,512人、複数回答可：新設項目）

2012年に初めての試みとして、当館の役割等に対する認識を尋ねました。選択肢として挙げた5項目のうち、「納本制度」が7割、「唯一の国立国会図書館」、「資料保存図書館」が6割、「支部図書館制度」が5割を占めています。その一方、「立法補佐機能」は4割を下回りました。

各府省庁等図書館が当館の支部図書館となっていることについては、ある程度認識されていることが確認できました。

②関心のある当館電子情報サービスについて

（回答者数 5,967人、複数回答可：新設項目）

2012年1月のNDL-OPAC更新や国立国会図書館サーチの正式公開、当館所蔵資料の約1/4がデジタル化されたことなど電子情報サービス事業の進展を受けて、2012年に新設した項目です。本設問の回答者のうち6割近くが「資料のデジタル化」に関心を示しており、最も多くの回答者が関心を示しました。また、「国会関連情報」と「NDLサーチ」も4割を超え、関心の高さがうかがえました。

③支部図書館制度に基づく国立国会図書館のサービスについて（回答者数約 6,840人）

職員が各府省庁等図書館を通じて受けるサービスが一般より優遇されていることは、回答者の約1/4が認識していました。さらに、実際に利用したことのある者は回答者の1/5にとどまっています。利用しない理由としては、「利用できることを知らなかった」という回答のほか、「インターネット情報で充足できる」、「支部図書館の利用で十分」とする回答が多く見られました。

一方、「国立国会図書館で受けられるサービスを知っていれば利用が増えると思う」とする回答は回答者6,777人のうちの3/4程度を占めていました。この設問において、支部図書館経由による当館利用の有無とのクロス集計をしたところ、「利用が増えると思う」という回答は、当館を利用したことのある者では、利用したことのない者に比べて約1割多いことから、当館の現在のサービスの在り方が支部図書館職員のニーズとある程度合致していること、サービスを広報することがより多くの利用につながるなどが読み取れます。

④当館の行っている各種サービスの需要について（回答者数 6,221人、複数回答可）

「館外貸出し」、「事務用複写」、「デジタル資料」の順に回答が多くなりました。「デジタル資料」は前回の25.7%から38.5%と大幅に伸びており、利用者のニーズの高さがうかがわれます。なお、サービス内容を知っている回答者の中では、「館外貸出し」という回答が最も多くなりました。

⑤広報について

中央館サービスを知った機会については、説明会や新人研修で知ったとの回答が複数ありましたが、広報の重要性は改めて認識されましたが、各支部図書館が自府省庁内部で行っている図書館利用の説明や、当館職員が新人研修等に赴いて行った説明（2008年度から開始）が一定の効果을上げてきていることの現れと考えられます。

⑥国立国会図書館への要望（回答者数 505 人、自由記述）

当館への要望に関する回答を内容別に分類したところ、最も回答の多かった分野は、「サービス全般」（178人）でした。次に多かったのは、「広報に関するもの」で、受けられるサービス内容の周知などでした。3番目の「デジタル関係」では、利用者が中央館に来館せずに、各自のパソコンを通じてデジタル化資料の利用など各種図書館サービスを利用できるようにしてもらいたいとの要望が多くあげられました。

3 国会サービスにおける成果物の行政・司法各部門への提供について

(1) 国立国会図書館の国会サービス

国立国会図書館は、国会に附属する機関として、国会に対するサービスを第一義的な任務としています。中心として対応している調査及び立法考査局では、国政課題に関する調査の成果を様々な刊行物に編集して、国会議員に提供するとともに、国立国会図書館のホームページから広く国民にも提供をしています。行政・司法各部門においても、国政課題についてコンパクトに整理した情報を重要視しており、当館の刊行物はその業務に資するものとなっています。支部図書館に対しては、これらの刊行物の送付、あるいはネットワークで提供することにより、各館で閲覧できるようになっています。ここではこの刊行物の概要について御紹介します。

(2) 刊行物の種類

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』は、国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を10ページ程度に簡潔にとりまとめた小冊子です。1号1テーマで、短時間で問題のポイントを的確に理解できるよう書かれています。『レファレンス』は、国政課題の経緯、分析、論点整理や関連の外国事情の考察等、国政の中長期的課題に関する調査論文を掲載した月刊誌で、各調査室の専門調査員が中心となって執筆します。『外国の立法』は、諸外国の立法動向を中心に紹介するもので、関係法令の翻訳等に解説を加えたものを主な内容とする季刊版と、諸外国の立法動向を簡潔に速報的にまとめた月刊版があります。また、これらの刊行物は、総合調査室や執筆者の属する調査室・課の専門調査員や課長などによる「査読」を必ず行い、内容の正確性や適時性、中立性などに関して万全を期すこととしています。

このほか、国政の長期的・主題横断的な重要課題については、関係各調査室・課の職員からなるプロジェクトチームを編成し、必要な場合外部の研究者の参加も得て、「総合調査」を実施し、成果を取りまとめて刊行しています。また、2010年に「科学技術室」を設置して、同室を中心として「科学技術に関する調査プロジェクト」を実施することとなりました。

た。これは、科学技術に関する重要な国政課題の中から選定したテーマについて、外部有識者・専門機関等と連携して調査を行うものです。国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供する『基本情報シリーズ』等も刊行しています。

4 今後の課題

国立国会図書館が、中央館として支部図書館制度の充実・進展に取り組む上で、次のような点が主な課題として挙げられます。

(1) 図書館サービスの拡充

まずは、図書館サービスの拡充です。中央館では、電子図書館事業としてデジタル・アーカイブの構築や、情報資源探索ツールの充実、各種情報をワンストップで入手できる窓口の開発等を進めています。これらについて支部図書館を通じて府省等職員に周知することで、遠隔サービスの活性化を図りたいと考えています。

(2) 支部図書館への支援

各種の支援については、支部図書館の多様性への配慮が課題となっています。各館により特性や事情が異なるため、全館に有益な支援方法を見出すことは困難です。中央館は、多くの支部図書館に共通するニーズを見出して支援を行うと共に、異なるニーズを持つ館があることにも留意し、全体のバランスに配慮した支援が求められています。

そのためには、府省等職員及び支部図書館のニーズを的確に把握する必要があります。先に述べたように、中央館は、2008年度から隔年で、インターネットのアンケートシステムにより府省等職員に対して、中央館及び支部図書館のサービスに関するニーズ調査を実施していますが、2014年もアンケート調査を行う予定です。そのほかにも中央館職員が各支部図書館を訪問して毎年ヒアリングを行い、研修受講者へはアンケート調査を実施し、また各種会議での協議等を通じて、各支部図書館のニーズ把握に努めています。

今後も国立国会図書館は、支部図書館制度の中核として、各支部図書館の実情やそれを取り巻く環境の変化を踏まえ、現在の取組みの改善を図ると共に、より効果的な支援方法を模索していきたいと考えています。